

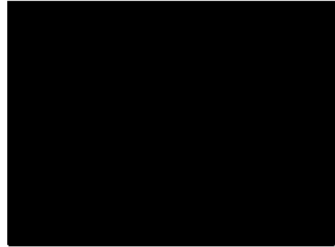
法務省民商第816号
平成23年4月1日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

破産手続開始の登記がされた会社その他の法人の破産手続開始の決定当時の代表者に係る代表者事項証明書又は印鑑の証明書の交付について（通知）標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、昭和45年7月20日付け民事甲第3024号民事局長回答及び平成5年12月27日付け民四第7784号民事局第四課長依命通知のうち、本件回答に抵触する部分は、本件回答によって変更されたものとして了知願います。



1 法登1第106号
平成23年2月25日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

破産手続開始の登記がされた会社その他の法人の破産手続開始の決定当時の代表者に係る代表者事項証明書又は印鑑の証明書の交付について（照会）

破産手続開始の登記がされた会社の破産手続開始の決定当時の代表者は、「破産手続開始によりその地位を当然には失わず、会社の組織に係る行為等についてはその権限を行使し得ると解するのが相当である」との最高裁判所の判決（平成21年4月17日最高裁判所第二小法廷判決・裁判集（民事）第230号395頁）がされたことから、当該代表者（会社以外の法人の代表者を含む。）に係る代表者事項証明書又は印鑑の証明書の請求があった場合には、破産手続開始の登記がある旨を付記した上、これらを交付して差し支えないと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。

法務省民商第815号
平成23年4月1日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

破産手続開始の登記がされた会社その他の法人の破産手続開始の決定当時の代表者に係る代表者事項証明書又は印鑑の証明書の交付について（回答）
本年2月25日付け1法登1第106号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。